

## 滋賀県環境影響評価審査会概要

---

1. 日時 平成24年9月6日(木) 14:00~16:15
  2. 場所 滋賀県庁北新館 3階 中会議室
  3. 議題 (仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について
  4. 出席委員 占部会長、樋口委員、鳥居委員、定森委員、山崎委員、和田委員
  5. 内容 事業者から、前回審査会(平成24年7月18日開催)における各員からの指摘・質問事項に対する説明があり、当該準備書についての質疑応答を実施した。その後、当該準備書に対する審査会の意見(案)についての審議を行った。
- 

### 【議事概要】

#### 【事業者が、第2回開催の審査会における各委員からの指摘・質問に対する説明を実施】

(委員) それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

(委員) 少し門外漢なところで質問します。〇〇委員が騒音・振動のところ随分ご指摘され、それに対する回答をされていますが、委員がおっしゃりたいことは、「いわゆる環境基準というものだけではなく、人の健康の保護という面からももう少し厳しいところで評価して、その結果しなければならない努力をきちんと記述しなさい」というご指摘だったと思います。

その評価の部分は、すごく努力されて書き加えられたと思いますが、最後の「では、それに対してどういう対策を取るのか」になると、この「可能な限り努め」という、2、3行書かれているのみという気がします。

要するに評価のところでは、きちっと厳密に評価されつつも、結局それに対する対策として、2、3行で終わっているようなところが、バランスとしていかなものなのかと思うところがある。

まず教えていただきたいのが、車両の走行を例えば「こういうところに限るだけで、随分住民に対する騒音・振動が低減できる」ということがあれば、具体的な地図を使って、いま一度ご説明いただきたい。

(事業者) 準備書の23ページをご覧いただきたいと思います。今回の開発事業区域は黄色で着色しているエリアでございます。

人家等が連担しておりますのが、その開発区域の右側に1級河川の祖父川が流れておりまして、そのちょうど対岸に当たります「岡屋」という集落、それから、その下流側、名神のあたりで「小口」という集落がございます。特に近接しておりますのは、その付近の集落ということになります。

事業区域から出た車両は左側の国道477号を使って名神竜王インターチェンジ南交差点のほうへ、極力その道路を使うということによりまして、人家連担地や民家に影響のある部分を通らないということを今回対応として考えているということでございます。

それと、今回、基本的には道路の構造が、現在上り下りの1車線ずつ合わせて2車線道路なのですが、これを4車線に改良するといったようなことまでは想定しておりません。ですから、騒音・振動

レベルが道路の改良によって上がっていくというようなことは想定できないので、今の道路の構造が変わらないという前提条件の下に対応も考えております。

ですから、最大値としては、今より基本的には上がらないという中で、なおかつ人家に極力影響のないルートを通らせていただくということで対策を考えているという状態です。

(委員) そうすると、ここに幾つかの複数の企業が入られたとして、西側のほうに位置する企業の車両であれば、全く問題なく、そちらの国道のほうに出られると思うのですが、この東側に立地するような企業には「この敷地内の道路を極力使いなさい」ということになるのでしょうか。

(事業者) 基本的に、開発区域からの出入り口は国道 477 号側として、2カ所交差点を新設することにしております。

逆に既設道路との連絡も、祖父川の左岸側には町道があり、そちらとの連絡もするのですが、そちらに関しましては、道路構造的に大型車両等が通れるような構造の橋が架かっていないこともございますので、そのへんは、進出企業に対して、進入については国道側ですということを知ってほしいと考えております。

(委員) 今言われたことだと、「原則通らない」というニュアンスに聞こえるのですが、それはここには明記できないのでしょうか。「原則通らない」と言われれば、もう少し安心するという気もするのですが、そこまでは書きづらいところがあるのでしょうか。

(事業者) はい。将来的には、名神高速道路の蒲生インターがもう少し名古屋寄りのほうにできることになっておりまして、それは、供用が平成 26 年度といわれています。名古屋方面へ抜ける大型車両につきましては、国道 477 号から出て、この岡屋の交差点を通じて、県道春日竜王線を使ってそちらのほうへ行く可能性もございますので、それを否定することはできないだろうということなのですが、「極力夜間等の時間帯におきましては竜王インターのほうを使ってください」という要請をしていきたいと思っております。

(委員) 今のご説明でまた新たなことが分かってきました。この文章を読んでいるだけでは、全然はつきりしないところなのですけれども、せっかくここまで細かい評価をしてきているのに、結局この3行で終わっているという裏に、まだそういうお話があったということを知り初めて分かって、そのあたり、もう少し読んでいる側も安心できるような書きぶりはないのかなと思えました。他の先生方のご意見もお伺いしたいので、私はこれぐらいにしておきます。

(委員) 「可能な限り活用することにより」というのは、それはこちらの思いだけであって、企業そのものがそれに規制されるわけではないということなんだよね。ですから、なかなか難しい話になったかと思うんです。

先ほどお話の中で「大型車両が走れる橋が架かってない」と言われましたけど、それは大型車が通行止、通行禁止という規制が掛かっているのでしょうか。

(事業者) 大型車が曲がれるような構造ではありません。

(委員) ということは、大型車は進入禁止になっているのでしょうか。なっていないければ、無視してでも曲がる可能性はあるわけですよ。

(事業者) 今回、工業団地を造成することによって、大型車両の規制を掛ける必要はあるというふうに思われます。人家連担地域を迂回しながら入っていくようなことになりますので、大型車両ではおそらく曲がり切れないということも想定されますので、逆にそちらのほうには向かわせないように規制を掛けるような対応が必要かというふうに思われます。

(委員) 少なくとも、今言われたようなことを書いていただけると、もう少し読むほうは安心できるのではないかと思いますので、そこをぜひご検討いただければと思います。

(事業者) はい、分かりました。

(委員) その新しいインター開設との関連は、もうあえて触れないのですか。

(事業者) それに関しましては、規制という、「完全に昼間でも通るな」というのはなかなか難しいと思っております。

(委員) しかし、その場合でも「ある程度迂回して行くようなかたちになる」というご説明ではなかったのでしょうか。

(事業者) (新しいインター開設については) 今地図を見ていただいた 23 ページの、その上から 6 行目のところでございます。

国道 477 号の現況の混雑度は高いが、名神高速道路の蒲生インターチェンジが現在工事中であり、供用された際には国道 477 号の交通量の分散が期待されるという、そういう表現が出ております。

(委員) それだと、こちらの交通量は減るということと言えますね。

(事業者) はい。

(委員) ただ、先ほど言われた、この住宅地を通り抜けるということが想定されるんだけど、実際には、例えば大型車を通行止めにして、この緑色で表した道のほうに迂回するように車を誘導するというようなご説明だったと思います。そういうことですね。

(事業者) はい。

(委員) だとしたら、そのことも書いていただけると、さらに安心できるのではないかと思います。

(事業者) はい、分かりました。

(委員) 今、ここに紫色で表した道が描いてあり、ここを通るとということが予想されるので、住宅地を避けて通るとということ追記していただきたい。

ただ、この緑色で表した道も、この左側は住宅地なのではないでしょうか。この県道春日竜王線の北側に上がっていく道の西側は住宅地ではないのでしょうか。

(事業者) ですから、県道春日竜王線をそこで左折せずにそのまま真っすぐ。蒲生インターチェンジができる方向が、名神高速道路の右手の方角になりますので、基本的には直進することになります。

(委員) まっすぐ北東側に上がっていくような感じなるわけですね。

(事業者) はい、そうです。

(委員) なるほど。やはり今のご説明を聞かないと分からない話なので、見る側が安心していただけるような記述、追記をお願いします。

(事業者) はい、了解しました。

(委員) ちょっと細かいことで修正をお願いしたいのです。内容については前回の意見を丁寧に回答していただいたと思いますが、資料 - 2 の 15 ページの「別添 12」です。

意見を取り入れていただいた結果、文章がダブって冗長的な言い方になっています。「有害物質を取り扱う進出企業に対しては、油分及び有害物質…」と、何回も同じことが出てきていますので、ここは、「油分及び有害物質等を取り扱う進出企業に対しては、流出等の事故を想定して、以下の対応を図る」と簡潔に記述修正していただければと思います。

(事業者) はい、了解いたしました。そのとおり修正いたします。

(委員) 細かいことなのですが、(資料 - 2) 12 ページの 1 回目の意見を踏まえた赤色のところです。「人の手が入らない大部分の土地では下草刈り等が行われなくなったことから、猛禽類が餌場…」としてありますけれども、「猛禽類」ではあまりにも広過ぎと思います。

今回は、この周辺ではオオタカ、サシバが繁殖しているのです。ここの場所が改善されれば、そいつらが営巣場所として使う可能性があるという調査結果があるわけなので、全ての猛禽を対象にするのではなく、「サシバ、オオタカのような里山で繁殖する猛禽類」というふうにしてください。

それから「餌場」というのは、通常人間が人工的に給餌することを思い浮かべる場合が多いので、一般的には「ハンティング場所」と変えてください。他のところにも出てきますけれども、「餌場」は変えてください。

それから、右の 13 ページのこの表の一番下のコラムです。「事業実施区域周囲に飛来するサシバの営巣地を」とありますが、前回は申しましたように「営巣場所」です。この一帯は営巣地なので、重要なことは、この近くに営巣場所ができることなのです。営巣場所を特定して、その影響がないかということを確認するということですので、そのへんはきちっと区別をしていただきたいと思います。

(事業者) 分かりました。ご指摘のとおり、3カ所を修正させていただきます。

(委員) この記載内容に関して、具体的な数値が挙げられているものと努力目標という2種類があるのです。

例えば、(資料 - 2) 17 ページに、「構造物による圧迫感の緩和」というところでは、「建物高さは20m以下とする」とあり、「20m」という具体的な数値が挙げられているのですね。だが、その下に「周辺景観との調和に配慮した色彩を採用する」など書いてあって、これは具体的なものは全くないのです。

これは全体の評価書なので、しょうがないのかもしれないけども、具体的にはどうやるかということがほとんど書かれていないのです。だから、それはいつの段階になって具体化してくるのか疑問だとは考えています。

(事業者) この「20m」は、この市街化区域の中での容積率なり具体的にある程度の基準が見込めるということなのですが、実際、景観的な主観的な部分については、逆に、委員のほうでいいアイデアがあれば教えていただけたらと思うのですが。

(委員) 例えば、「周辺景観との調和に配慮した色彩を採用する」というときに、どのようなものを想定されているのでしょうか。

(委員) 意見を出された委員の方は、明るい色よりも、逆に、すこしダークな色調のものという趣旨で発言されたと思います。

(委員) 私も門外漢で、あまり詳しいことは言えないのですが、確かに景観はなかなか数値化しにくい部分もありますが、まずはこここのところで、『滋賀県景観計画ガイドライン』に準拠し」というところは、一つ担保されているところだと思います。

それでも、やはり景観は、どうしても各論的なところはあるので、もしあえて何か足すとすれば、「逐次、その専門家の意見も伺いながら」というようなところが一つさらにあると、もう一つ安心はするとは思いますが。

(事業者) 資料 - 1 の 10 ページに、滋賀県景観計画ガイドラインの抜粋がございます。④「工場・倉庫の街並み(工業系用途地域内)」の中には、やはり同じような表現で、「周辺景観との調和に配慮したものとす」とされておりまして、それを踏み越えた表現が使えなかったということもございまして、それに準拠して、そのときに対応していきたいと考えております。

(委員) このガイドラインにある程度のことは書かれているように思います。

(委員) 土地開発される事業者からここに建てられる企業さんにどの程度まで指導できるのかということも、できればお伺いしたいのですけれども。

(事業者) 指導ということよりもお願いという範囲になると思うのですが、当然、このガイドラインをお示しし、アセスでこういう意見をいただいていますということを説明させてもらうのと、あと、竜王町は昔ながらの滋賀県が残っている地域ですので、竜王町の思いということも当然尊重させていただく。お願いというかたちですけど、進出企業には十分説明させていただきたいと思います。

(委員) そうですね。今のお話で何となく見えたような気がします。専門家だけではなくて、やはり地元との協議の上ということが必要なのかもしれないですね。そのガイドラインどおりにという紋切でなかなか進まないところが、景観にはありそうな感じなので、そこを逆に担保するというか、企業さんにはお願いしていくというようなことですね。

(事業者) 資料2の1ページの表の上から3行目のところにも書いておりますように、「進出企業との土地取引の契約の一環で作成する『重要事項説明書』に環境保全措置等が確実に引き継がれるように必要事項を明記する」ということで、その中に、先ほどの景観に関しては⑥のところには、はっきり書いております。契約の一環として作成する説明書に書きますので、その部分では担保されるのではないかと考えております。

(委員) これも僕の範ちゅう外ですが、(資料-2) 1ページの「⑥景観への配慮」のところでは「岡屋地区の居住地と面する区画での中高木の緑化」とありますけども、どこかから全くこのへんにならないような植物を持ってきて植栽するというようなことを設定されていますか。

(事業者) 極力、在来種を想定しております。

(委員) 今の「在来種を」というのは、どこかに書かれていますでしょうか。

(事業者) 資料-2の17ページの表8.15.7の下から2枠目の「色彩景観等による配慮の要請」、その2つ目の項目の赤字のところの一番下の行で、「周辺の残置森林と一体となる現存種等を活用した道路緑化とする」。道路に関しましてもそうですが、それ以外の法面の緑化に関しましても同様と考えております。

(委員) それと同じことが(資料-2) 13ページにもあります。表8.12.58の中で、「生息地の保全」のところでは、「盛土法面等において樹木による植栽を施すことで樹林化を目指す」とありますが、これもそういう視点で記載しているのでしょうか。

(事業者) はい。「その在来種等を」とそのように表現いたします。

(委員) 基本的なこと教えていただきたいんですが、その緑化は、入居する企業さんがやられるわけじゃなくて、事業者がやられるということですね。

(事業者) ここは、造成事業の中でやります。

(委員) 将来の管理も事業者がやられるんですか。

(事業者) 将来の管理につきましては、複数の進出企業が入ってくるという想定ですが、その中で組合等をつくっていただき、その組合が法面等の維持管理をしてもらうことを考えております。

(委員) 事業者の考えていることが、どこまで担保されるかというのが問題だと思う。

(委員) 私も専門ではないところですが、その担保のことで申します。資料 - 2 の 1 ページの「その他」のところで、「『滋賀県環境影響評価条例』の対象事業に該当する大規模な場合は、個別に環境影響評価の実施が必要となる場合があるので、滋賀県と協議する必要がある」という書き方になっています。

誰が大規模だと判断するのか、そのあたりが、この書き方ではあいまいと感じますので修正していただいたほうがいいのではないかと思います。

(事業者) 了解しました。所定の部署と協議して、正確な表現に修正いたします。

(委員) アセスもこのあたりまで進んで来ると、大体この規模のこういう企業が入ってくれば、今のこのアセスの範ちゅう内で、それこそ、もう一回アセスをするなどということにならないという状況が、見えてくると思うのです。

この今の段階で、例えば、企業さんに打診をしているということはないのでしょうか。逆に、こういう企業さんが入るところが見えてくると、住民側としても安心できると思うのです。

まだこういう段階で、公式に打診はできないとしても、例えば、事業者さんとして、非公式でも、いわゆるセールス活動というようなことはされているのでしょうか。

(事業者) 事業者のホームページで揭示は現在考えておりまして、予定として、いつごろには開始するというようなことで載せたいと考えております。

また、県内の企業家が集まれる会合が年に何回かありますので、出向きまして、こういう事業計画を考えていますという、セールスとまではいきませんが、説明を出させてもらっています。

残念なことに、具体的な話はまだ来ておりません。

(委員) できれば、事業者さんが逆にお客さん選べるぐらいの状況になれば非常に安心なんですが、ぜひそこも努力していただいて、ここで想定されている範囲での企業さんにうまく入っていただけるような営業を（していただきたい）。

もし企業さんが全然入らないことになって、「やはり大きな工場を持って来ないと」という話になると、またアセスをするなんて、ほんとに無駄な作業がたくさんついてしまうことになりますので、ここに描いているような企業さんの入居がかなうような営業努力というのを、ぜひよろしく願いしたいと思います。

(委員) 関連して質問なんですけど、ここに書いてある「大規模な場合」の「大規模」は、この場合どのくらいのサイズのことを言うのですか。

(事務局) 事務局です。アセス対象事業のことですけれども、滋賀県では、工場等の建設があった場合にアセスを義務づけており、滋賀県の条例では、排水量が日に2,000立方メートル以上のもの、燃料使用量が重油換算して時間3キロリットル以上のもの、あるいは、敷地面積が10ヘクタール以上のもの、こういうものを建設する場合には、その工場の建設に対してのアセスが必要としております。

その上で、条例では、条例の規定に基づいてアセスが実施された工業団地については除外規定があります。この工業団地として排ガス量なり、排水量なりを規定されておりますので、それよりも10パーセント以上増加する場合はアセスの対象になりますということで、それ以外でしたら、既にアセスを実施したということで、対象外という規定になっています。

ですので、この書き方ですが「対象事業に該当する大規模な場合」というのは、先ほど言いました2,000立方メートル以上の排水量とか、燃料使用量が時間3キロリットル以上のものが大規模な場合です。「個別にアセス実施が必要な場合がある」のその場合というの、要するに工業団地のアセスで規定した排水量等の増加分が10%を超えるか超えないかという場合というように、2段階に分けさせていただいています。

(委員) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員) (資料-2) 17ページの色彩絡みの議論ですが、これについては、〇〇委員がご指摘になって、赤字で修正していただいたわけですね。

それで、きょうの議論を事務局で整理していただいて、きょうは委員が欠席ですので、ご意見を伺って最終案を決めるというなかたちでいかがでしょうか。

(複数委員) はい。

(委員) 資料編の231ページで、モグラの仲間トガリネズミ科のジネズミがフィールドサインで見ついているのですが、フィールドサインでどうしてジネズミが見つかったのか。前の担当の方にメールを入れて、そのとき返事をもらったんだけど、それがどういう理由だったか忘れてしまったんですね。

(事業者) 道路上で死体が確認されました。それをカテゴリーとしてフィールドサインのところに入れています。

(委員) どこかで書き直されるのかと思いますが、それが気になりましたので。

(委員) 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。事業者からご回答もいただき、訂正事項についての意思表示もございました。



次の審査会意見（案）の検討に入ります前に、ここで休憩を取りたいと思います。

## [ 休憩 ]

### [事務局が、当該準備書に対する審査会意見（案）（資料3-2）について説明]

（委員）欠席委員についての対応はどうか。

（事務局）本日欠席の〇〇委員ですが、第2回の審査会の終了後、追加意見をいただきまして、これに対する見解を事業者で検討いただいておりましたが、今回欠席ですので、事前に確認をさせていただきました。

先ほどもありましたが、「騒音・振動について環境基準や要請限度のみでは住民の健康が守れない」ということを強調しておられまして、環境基準内でも健康影響があるという近年の知見もあり、そういったことを考え合わせて評価をするべきことを言っておられます。

この意見（案）につきまして、7番、8番、9番が、騒音・振動についてであり、この表現については、委員からご意見をいただいた結果でございます。

他の欠席委員ですが、海外にご出張であったり、あるいは、本日、急きょ欠席という委員さんが何人かいらっしゃいます。その方々については、確認をさせていただいておりませんので、この案について、後日、確認をしていただきたいと思いますと思っております。

（委員）休憩前の審議でのやり取りについて、審査会意見（案）への反映はどうなりますか。

（事務局）先ほど騒音・振動の関係で、ご指摘がございました。その振動・騒音の抑制のために、車両の走行経路について配慮することについて加えたらどうかというお話がございました。これについては、県意見の5番や9番に関連するものがございますので、ここに反映していきたいと思っております。

（委員）きょうの審議の結果を反映させた意見案、修正案をつくって、今後、最終的に字句修正というような流れの中で対応していくと、そういうことですか。

（事務局）はい、それでお願いしたいと思います。それから、これで足りないものについては、先生方の意見を今ここでいただけたらと思っております。

（委員）この案で足りない部分等についてご意見あれば、お願いいたします。

（委員）何となく文章の終わり方が気になります。（資料3-2）2ページの一番下には、29番廃棄物に関しては、「説明し、実施させること」で終わります。その上は、「記述すること」、「引き継ぐこと」。その上に行くと、「明示すること」、「表示すること」と書いてある。25番に行くと、「担保するための方策を明記すること」。この文章だとそれぞれの項目がどの程度まで確実にやれるのかということが担保されていないのですよ。審査会の意見としてどこまで求めるかということになると思うんですけれども。

(委員) 事務局は、何か基本的な考え方に基づいてこれを書かれているのでしょうか。

(事務局) 審査会でいただいた意見を基にということ、基本としております。少し整理できてない部分もあるとは思いますが、各関係機関からの意見も重視いたしまして、それもできるだけ反映するようにしたいと考えております。

(委員) 資料4の表で、どこでもいいのですが、例えば、1 - 3であれば、「検討すべきである」という意見に対して、「検討すること」という表記になる。大体そういったようなかたちですか。

(事務局) そうです。審査会意見になりますので、「何々すること」ということで統一をしていきたいと思っております。

(委員) しょうがないのだろう、これで。

(委員) 意見を吸い上げた竜王町や湖南省には、例えば、竜王町からの意見の吸い上げが半分ぐらいになっていて、あとはこの審査会意見に反映されていない。

確かに、中には、この範疇を外れているのもあるとは思いますが、特に竜王町、湖南省のところで、この「審査会意見(案)への反映状況」のが空白になっているところを簡単に、コメントいただけないか。

(事務局) 資料7です。「審査会意見(案)への反映状況」という一番右の欄が空白になっているところについては、直接には反映していないということです。

竜王町、湖南省からは、環境保全の見地からの意見でないものを含んでいるということでそれぞれ聞いておりますので、反映しない対応もするというので、市町には理解をいただいているところで

す。  
内容ですが、基本的に審議会から事業者に対して言うべきことかどうかというところで一つ判断しております。湖南省の1の意見につきましては、「広域交通ネットワークのあり方を必ずご検討いただきますようお願いいたします」となっておりまして、県知事が検討するものです。それから、湖南省の2も、「立地自治会に対して事前に助言していただきますよう」となっており、県知事が助言することになりますので、これは審査会から事業者に対しての意見というものではないと判断して、反映していないということでございます。

(委員) 分かりました。

(事務局) 竜王町からの意見については、迷うところもございますが、「地元自治会からの意見、要望を節目節目で吸い上げること」、あるいは、「滋賀県らしい環境保全の取り組みについて検討を行うこと」は意見とするのは難しいところがあり、それから、「広域交通ネットワークの構想等を加味して、というのは、これは事業者に言うのは違うのではないかと思います、今回は外しているということでございます。

ただし、これらの意見は、町や市からのこの事業に対する意見ですので、今回の審査会意見を基に作成する知事意見と一緒に、町、市からはこういう意見があったということで、併せて伝えるということにしたいと思っています。

(委員) 何らかのかたちで、事業者にも文書、書面でお伝えするということですね。

(事務局) はい。

(委員) 住民意見から出た水象の意見ですが、この開発される地区が河川に囲まれた、特に祖父川に近いとのことで、氾濫を気にされているご意見だと思います。

今回の影響評価に関しては、50年確率の降雨強度に対応できる調整池を設置するとのことで、十分その点は計算されていると思います。住民さんの意見は、「70mmの積算雨量」という、ちょっと違った観点で、「氾濫寸前となるため」という意見が出ておりますので、そのあたりは、もう一度見直して、たぶん、それに十分対応できる調整池を今回設置していると考えられるのですけれども、そここの確認をしていただきたい。

また、この評価書の最後の「環境保全措置の総括及び事後調査計画」の720ページ「水象に係る環境保全措置の検討結果」で、計画段階からの配慮として適切な施設規模の確保というところですが、保全措置の実施により効果は十分見込めるというふうに配慮して計画されたものであるけれども、定量的な把握が困難ということで、その検証は△と付けられたと思います。

この意見では、やはり氾濫がかなり重要なことだと思いますので、それを検証した上ですが、今回の案の2ページの12の項目「祖父川の氾濫防止に資するため、工事中から」のところが非常に気になります。計画段階からきっちり配慮してやったということですから、それを受けた上で、「工事開始時から調整池の適切な運用を図る」という文言に変えたほうが、分かりやすく、ちゃんとした評価をしたというふうにとれるのではないかと思います。

(事務局) では、「工事中」ではなく、「工事開始時から調整池の適切な運用を図ること」と改めたいと思います。

(委員) 工事開設時、調整池はできているのですか。あそこにスペースはありますよね。

(事務局) 調整池については、この工事中から、その効果を発揮させるということで、早い段階で造るという計画になっています。

(委員) 幾分低くなってるから、機能はたぶんあるだろうと思うんだけど、排水がちゃんとできるのかどうか。

(事務局) 工事を開始した段階には、まだどこも何も触ってない状況ですので、現状と同じです。山を切ったりするよりも先に調整池の工事をするということですので、調整池の効果を早期に発揮させ、工事に伴って現状を悪化させることはないという対応をすると理解をしております。

(委員) よろしいですか。他に追加や修正箇所がありましたらお願いします。それでは、よろしいでしょうか。

ないようですので、今後のスケジュールですけれども、きょうの審議の結果を事務局にまとめていただいて、欠席の委員の方にお話しした後、審査会意見(案)についての字句修正については、会長にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

それでは、きょうの審査会はこれで終了させていただきます。